

議案第71号

大田原市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市営駐車場条例の一部を改正する条例

大田原市営駐車場条例（昭和50年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、市営駐車場の設置及び管理並びに駐車料金の額及びその徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条中「市」を「市長」に改め、同条の表に次のように加える。

大田原市営中央立体駐車場	大田原市中央1丁目5番25号
--------------	----------------

第4条中「翌日の午前零時」を「午後12時」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（駐車料金の免除）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、駐車料金を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車

（駐車拒否）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場における駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上又は管理上駐車を不相当と認める自動車
- (2) 発火性、引火性又は爆発性の物品を積載している自動車
- (3) 駐車場の施設等をき損し、又は汚損するおそれがある自動車
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められる自動車

第10条中「利用者が」を「何人も、」に改め、同条第2項中「他の」を削除する。

別表（第3条関係）の表に次のように加える。

大田原市営中央立体 駐車場	24時間以内300円（ただし、最初の2時間は無料。2時間を超えて4時間までは200円）。24時間を超えた場合、その超えた24時間ごとに300円を加算した額
	駐車券を紛失し、又は汚損若しくはき損により入庫時間が読み取れない場合2,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定にかかわらず、同条別表に定める大田原市営中央立体駐車場の駐車料金

については、平成26年5月31日までの期間に限り、「最初の2時間は無料。2時間を超えて4時間までは200円」とあるのは「最初の3時間は無料。3時間を超えて4時間までは200円」と読み替えて適用するものとする。